



令和9年度採用
石巻地方広域水道企業団職員採用試験
上級(大学卒程度)＜行政・土木＞試験要項

- 受付期間 令和8年5月14日(木)から令和8年6月12日(金)まで(必着)
- 第1次試験 令和8年6月28日(日)

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政(事務)	1名程度	職種に応じた職務のほか、水道業務全般に従事します。
土木	1名程度	土木に関する技術的、かつ、専門的業務のほか、水道業務全般に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
行政(事務)	平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方 (学歴は問わないが、大学卒業程度の学力を必要とする。)
土木	

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験科目・試験場

試験日時		試験種目	対象者	試験場
第1次試験	6月28日 (日)	10:00~12:00	全員	石巻地方広域 水道企業団
		13:00~15:00		
		15:20~16:20		
		16:40~17:00		
第2次試験	9月上旬の予定	面接試験	第1次試験 合格者のみ	別途通知


※ 受付終了時間以降に来た人は、原則として受験できません。

4 試験内容

試験種目		内容	問題数 時間等	
第1次試験	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力	40題 2時間	
	専門試験	行政	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係	40題 2時間
		土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工	30題 2時間
	論文試験	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字程度 1時間	
	性格特性検査	公務員に求められる資質についての検査	150題 20分	
第2次試験	面接試験	公務員としての適格性についての面接		

※ 第1次試験合格者数により、第2次試験で集団討論を行う場合もあります。その際は、第1次試験合格通知にてお知らせいたします。

5 受験手続

申込書の 入手方法	<p>① 企業団ホームページ (https://www.ishikousui.or.jp) からダウンロードできます。</p> <p style="text-align: right;">企業団ホームページはこちら ➡ </p> <p>② 石巻地方広域水道企業団総務課で配布します（土日祝日を除く）。</p> <p>③ 郵送を希望する場合は、封筒の表面に「上級試験申込書請求」と朱書きのうえ、あて先を明記した返信用の角2封筒（A4サイズが入る大きさの封筒に180円切手を貼付）を必ず同封し、請求してください。</p>
申込方法	<p>封筒の表面に「<u>上級受験</u>」と朱書きのうえ、簡易書留等の確実な方法により、石巻地方広域水道企業団 総務課あてに必要な書類を郵送してください。</p> <p>※ <u>郵送に限り受け付けます。</u></p> <p>※ 受験票（郵政ハガキを使用する場合を除く）には85円切手を貼付してください。また、申込書及び履歴書は折り曲げないでください。</p>
請求・申込 問い合わせ先	〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116番地 石巻地方広域水道企業団 総務課 TEL：0225-95-6713
受験票の交付	受験票は受付期間終了後に発送しますが、 <u>令和8年6月19日（金）</u> までに届かない場合は、総務課までお問い合わせください。

6 合格発表・採用時期

合格発表	第1次試験	7月下旬に公告するほか、第1次試験受験者全員に通知します。
	第2次試験	9月下旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用方法	<p>最終合格者を採用候補名簿に登載し、上記1に予定する人員を採用するほか、必要が生じたときに採用します。</p> <p>採用候補者名簿の有効期限は、原則として名簿登載から1年間です。</p> <p>採用時期については下記のとおりですが、状況等によって採用日が前後する場合があります。</p>	
採用時期	<p>原則として、令和9年4月1日から採用します。ただし、受験資格を満たさないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。</p>	

7 給 与

- (1) 令和8年4月1日時点での新卒者の初任給はおおむね次のとおりですが、人事院勧告等により改正されることがあります。

初任給	232,000円
-----	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。